



Q 「子ども手当」が「児童手当」に変わったけど、この2つの手当はどこが違うの？

A 支給される時期や対象者は変わらないんだ。一番の違いは所得制限ができたことだよ



手 当	これまで 子ども手当 平成24年3月まで	児童手当 平成24年4月から
支給時期	毎年2、6、10月に 前月までの4カ月分を支給	子ども手当と 同じ
対 象	中学校卒業まで	
所得制限	なし	あり
1人当たりの 支給額	・3歳未満=15,000円/月 ・3歳～小学校修了前=10,000円/月 (第3子以降は15,000円/月) ・中学生=10,000円/月	【所得制限の基準額未満の世帯】 子ども手当と 同じ 【所得制限の基準額以上の世帯】 5,000円/月

10月支給分から適用

所得制限とは

手当受給者の所得が一定の基準額以上になったときに、手当を減額する仕組み。基準額は家族の人数や構成によって異なります。児童を養育している方の中で最も所得が高い方の所得を、基準額の計算に用います。

例 サラリーマンの夫と専業主婦の妻、小学生の子2人の4人世帯の場合。

〔所得制限の目安となる年収は〕
960万円以上
夫の年収が1,000万円だとすると、
→5,000円/月×子ども2人=
10,000円/月の支給

※施設入所、里親委託児童は、支給額が一部異なります。



Q なるほど。児童手当を受け取るために、何か手続きは必要なの？

A 世帯の状況や収入を確認するため、6月中旬に「現況届」を対象の世帯に郵送するので、必要事項を書いて返送してね。忘れてと10月以降に支給される手当を受け取れなくなるがあるので気を付けよう。



現況届

手当の支給スケジュール

- 6月中旬～
現況届を発送
- 6月30日(土)※
届け出の締め切り(消印有効)
※区役所の窓口へ直接届け出をする場合は6/29(金)まで
- 10月12日(金)
児童手当を支給
(6月～9月分)

※6月13日(水)支給分の手当は2、3月分の子ども手当+4、5月分の児童手当となります。

